

少年非行の「一般化傾向」の再検討

金 英 淑

要 旨

家庭は少年成長发育的最基本也是最重要的環境。家庭状況と少年非行関係密切。对少年非行原因の探讨,过去更多地归结于“残缺家庭”和“贫困家庭”。但是从昭和30年代末开始,非行少年之中“亲生父母俱全的”和“生活水准中等以上的”占50%以上,“非行的一般化”——这一现代社会的非行的特征表现得很突出。“非行的一般化”词源于昭和28年,对该词的批驳与立论相当混乱。本文对怎样正确理解“非行的一般化”,发表一己之见,以求同仁指正。

キーワード.....少年非行 一般化傾向 家庭

はじめに

家庭は、子どもにとって最初の社会的な環境であり、社会的、道徳的規範の基盤は幼年期に形成されるという意味で、家庭は子どもの人格形成において重要な役割を担っており、少年非行との関連では古くから着目されてきた。少年非行の原因として、従来はひとり親家庭、両親のいない家庭や貧困家庭の問題が注目されてきた。しかし、昭和30年代ごろからは「実父母がそろい、経済的に普通以上の家庭」の非行少年が大半を占めることにより、「両親揃い家庭」と「中流家庭」が注目され始めた。

前者は、「ひとり親家庭、両親のいない家庭や貧困家庭」は少年非行の要因だという「古典的」非行原因論で、後者は、「両親が揃い、貧困でもない、いわば一般家庭」は少年非行の要因だという「現代型」非行原因論である。「現代型」非行原因論は、昭和20年代末ごろから研究者により指摘され始めた¹⁾。法務省総合研究所編の「犯罪白書」では創刊号の昭和35年版から「中流層の犯罪少年の増加」、昭和39年版からは「中流家庭の増加」と「両親揃っている家庭の増加」として注目された。その後、「両親が揃い、貧困でもない、いわば一般家庭の少年による非行の増加傾向」が、「非行の一般化傾向」または「非行の普遍化現象」と名づけられ、少年非行の一つの特徴として指摘され、少年非行研究論文等において、現代型非行の特徴的傾向の一つを表す概念として使われてきた²⁾。しかし、平成10年版の犯罪白書以降この概念が消えると同時に、研究者も言及しなくなったのである。それでは、なぜ、平成11年版犯罪白書から、一般化という概念が使われなくなったのであろうか。本当に一般化は当たり前なのか、一般化は議論する必要がないのか。したがって、本稿は、一般化について改めて検討するものである。

長い間使われてきた概念である非行の一般化とはどんなものであったのか。従来指摘されてきた「ひとり親家庭」「両親いない家庭」「貧困家庭」という家族構成と家庭の経済状態上の問題は、もはや今日では非行の原因ではなくなったのだろうか。非行は「中流家庭」と「両親揃っている家庭」の問題だと言えるのだろうか。本稿は、非行の原因論の中で、いつ、どのように非行の一般化という言葉が生まれ出されて定義され、「中流家庭」「両親揃っている家庭」が問題とされたのかについて考察することを目的とする。

一 少年非行の「一般化傾向」について

1 非行少年の家族研究変遷

家庭環境は、子どもの発達にとってきわめて重要で、子どもがはじめて経験する最初の人間関係が形成される場である。家庭環境はまた、子どもが家庭を媒介にして家族以外の人々との人間関係を結ぶ大切な環境でもある³⁾。

非行と家庭との関係を理解するために、「富裕家庭 貧困家庭」を両極とするX軸と「両親ある家庭 両親いない家庭」を両極とするY軸、座標の原点をO（中流家庭、ひとり親家庭）にすると、子どもが置かれている家庭環境の類型を「象限（富裕家庭、両親ある家庭）型、（中流家庭、両親ある家庭）型」、「象限（貧困家庭、両親ある家庭）型」、「象限（貧困家庭、両親いない家庭）型、（貧困家庭、ひとり親家庭）型」、「象限（富裕家庭、両親いない家庭）型、（富裕家庭、ひとり親家庭）型」、「原点O（中流家庭、ひとり親家庭）型」の五つに分類することができる（図1-1、表1-1参照）。

図1-1 子どもが置かれている家庭環境

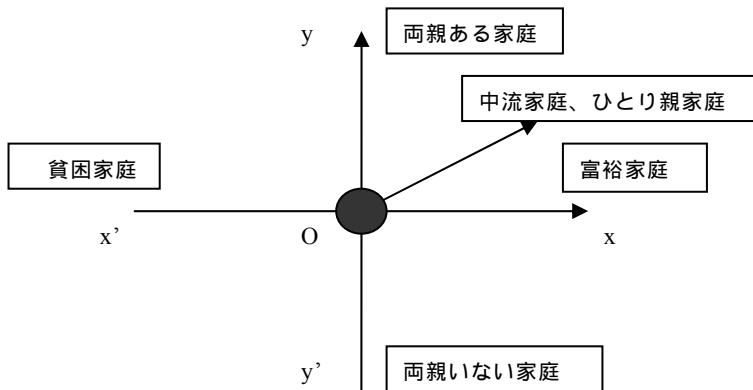


表1-1 子どもが置かれている家庭環境の類型

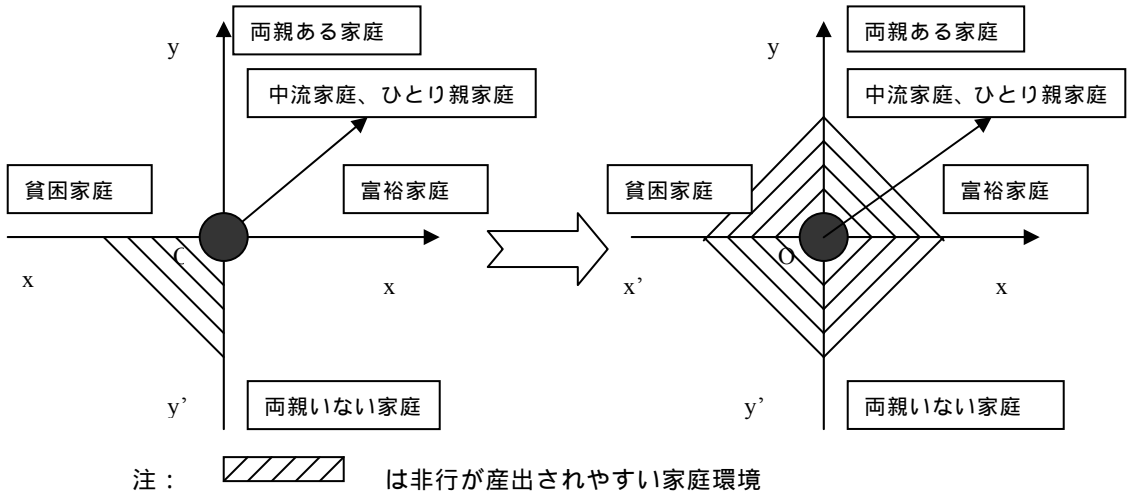
	適応様式	非行少年の保護者生活程度（x軸）	非行少年の保護者種類（y軸）
象限	（富裕家庭，両親ある家庭）型 （中流家庭，両親ある家庭）型	+	+
象限	（貧困家庭，両親ある家庭）型	-	+
象限	（貧困家庭，両親いない家庭）型 （貧困家庭，ひとり親家庭）型	-	-
			0

象限	(富裕家庭, 両親いない家庭) 型 (富裕家庭, ひとり親家庭) 型	+	-
原点 O	(中流家庭, ひとり親家庭) 型	0	0

従来、「子供の健全育成に必要な家族の最低限の条件とは、父母の健在、家庭経済の比較的安定および家族関係の融和である」と考えられ、「もし、これらの条件のいずれかが欠如する場合には、子供の健全育成は非常に困難となる」⁴⁾と指摘されてきた。そして、吉益、竹村らにより非行少年の家庭においてこれらの条件の調査が行なわれ、非行少年には「両親がいない家庭」「ひとり親家庭」「貧困家庭」からの出身者が多い⁵⁾と指摘した。これは、ひとりの親と両親のいない家庭や貧困家庭には、家族の保護や養育の機能に障害が生じやすく、子どもの養育、保護、監督などの教育的、保護的機能を十分に遂行できないため、このような家庭環境で育てられた子どもの健全な発達に阻害され、その結果少年を非行や問題行動に走らせる⁶⁾という「古典的」非行原因論の考え方である。

しかし、昭和 30 年代後半からは「両親揃い家庭」と「中流以上家庭」の少年による非行の増加が言われるようになり始め、非行の「一般化」「普遍化」として取りあげられた。そして、昭和 53 年版の犯罪白書も指摘したように、従来、非行の原因として指摘されてきた「欠損家庭」ないし「貧困家庭」という要因のみで少年非行を理解する考え方には、少なからず困難が生じてきたのである。そこで、非行の原因としての家庭環境も「貧困家庭から普通の家庭へ、欠損家庭から両親揃った家庭へ」という変化が指摘された⁷⁾。つまり、両親のいない家庭、ひとり親家庭や貧困家庭から非行少年が産出されやすいという「古典的」非行原因論から、「両親のいない家庭」「ひとり親家庭」や「貧困家庭」という特殊な家庭に限らずどのような家庭でも非行少年が産出する可能性を秘めているという「現代型」非行原因論へと変遷したのである(図 1 - 2)。

図 1 - 2 「古典的」非行原因論から「現代型」非行原因論への変遷図



2 非行の「一般化傾向」の概念

では、昭和 28 年から平成 16 年までの 51 年間少年非行の一つの特徴として指摘され始め、研究者や現場の実務家たちの間で、現代の少年非行を解明する重要なキーワードとして使われてきた概念である非行の一般化傾向とはどのようなものなのであろうか。ここでは、まず、非行の一般化傾向が研究者や現場の実務家たちの間でどのように定義され、理解されて使われてきたかを整理する。次に犯罪白書から、非行の一般化傾向をどのように捉えてきたのかをみることにする。

（1）研究者による定義

非行の一般化傾向という概念がはじめて使われたのは、森田の「青少年をめぐる犯罪と非行」⁸⁾だと思われる。非行の一般化傾向という概念は用いてはないが、それと同内容の記述は森田と同年に、竹村の「少年犯罪の社会学的研究」のなかでも登場していた。「欠損家庭の問題に関して、終戦後は事情が一変したといわれている。即ち終戦後は両親ともに健全なもの、しかも良家の子女といわれるものがどしどし非行を犯している」⁹⁾という表現がそれである。

森田は「青少年犯罪及び非行の実態と動向」¹⁰⁾で少年非行の現象中特に目立った一般的な傾向の一つとして少年犯罪の一般化傾向を取りあげ、「少年の個性や環境、地域などにおいて、従来考えられたような特殊の領域の者に限らず、一般的に分散している傾向である」とし、「家庭環境においても、両親がいないとか片親であるということは戦前にくらべれば、特段に顕著な事柄でなく、むしろ両親健在の家庭の少年の非行が目立って多くなっている。経済的にも貧困・極貧家庭といった特殊な領域に限らず、今日の日本の経済状態からすれば裕福な家庭の者に多くなっている。地域的にもスラム街とかある特殊な地域というのではなく、都市、農山漁村等を通じ、かなり一般化している」ことを意味するとした。以後も、非行の一般化は様々な研究者によって定義されてきた（表 1-1 参照）¹¹⁾。

表 1-2 研究者による非行の一般化傾向の定義

	研究者名	非行の一般化傾向の定義
1	中原 ¹²⁾ 昭和 49 年	非行の一般化とは、かつて非行は貧困家庭、ひとり親と両親のいない家庭に結びついていたが、その傾向がくずれてきたことをいう。
2	竹内 ¹³⁾ 昭和 53 年	非行の一般化傾向というのは、これまでの非行が環境的にも性格的にも特定の徴候をもつ一部の少年によって引き起こされてきたのに対して、近年の非行は環境的にも性格的にもごく普通と思われる少年によってひきおこされる傾向の強いことを指している。
3	樋口 ¹⁴⁾ 昭和 55 年	非行少年の資質や家庭環境にも特色がみられ、精神障害や異常のない正常範囲の少年の増加、両親のそろうた、あるいは生活に困らない中流家庭出身者の増加が顕著であり、従来は、非行少年がある種の資質、身分、階層、地域などの特定の条件ないし病理性に限られていたものが、広く一般化ないし普遍化した。
4	檜山 ¹⁵⁾ 昭和 56 年	従来、非行少年は環境的には貧困家庭、ひとり親と両親のいない家庭、葛藤家庭などによって特定付けていた。一方資質面では、性格の偏り知能の低さ、何らかの資質に欠陥をもっているものとされてきた。これに対して最近の非行少年の家庭を見ると両親が揃っており、生活程度も中流以上で家族員に不道德なものも見当たらず、外面的にいっこう問題のない家庭である。むしろ恵まれているさえ思われる家庭に非行が発生している。そして、少年自身も家庭や学校でとりたてて問題にする行為もなく、かえって人目につかない少年が見られる。

5	岩佐 ¹⁶⁾ 昭和 57 年	少年非行の 3 大原因とされてきた家庭的変動と病理的環境、および本人の性格の偏りが、表面的な診断では、まったくと言ってよいほど見られない、いわゆる両親健在の中流意識を持つ階層の家庭の子どもたちの中に、非行に走るものが増加していき、それも年を追うことに増えていったことによって、非行が一般化されてきた。
6	兼頭 ¹⁷⁾ 昭和 59 年	少年非行の一般化傾向とは、「環境的にも資質的にもごく普通の少年が非行に陥っている傾向を指す。」とし、「従前、非行少年は環境的には貧困、欠損、葛藤、犯罪、不道徳などのいわゆる崩壊家庭とか、スラム、ドヤ街など不良地域の特産であったし、また非行少年自身も知能が低く、飽きっぽく怠け者など性格的偏倚が見受けられる等、何らかの資質的欠陥のあるものとされてきた。それに対し最近の非行少年の家庭は両親健在で生活程度中流以上、家族間に犯罪者や不道徳も見かけられず、また相互に目に見えた反目対立も存在しないといった外面的には一向に問題がなく、むしろ恵まれているとさえ見えるような家庭であることが多い。そして少年自身も家庭や学校では取り立てて問題のない、かえって人目につかなかった少年がある日突然非行を犯すというタイプの者が目立っている」とした。
7	堀内 ¹⁸⁾ 昭和 60 年	近時では、両親健在で経済的にも普通といった、形の上では判断しにくいごく普通の家庭からも非行少年が多発している現実があり、一般少年と非行少年とを画然とすることができにくい非行の一般化現象が一段と進行している。
8	山口 ¹⁹⁾ 平成 5 年	「非行の一般化」を少年警察においての「ボーダーレス化」と捉え、「普通のごく一般的な家庭の少年が非行を犯す傾向が強まってきている」とし、「かつてよく言われた、非行少年には、両親のない経済的にも恵まれていない劣悪な家庭環境にある者が多いという現象は薄れ、両親のそろった経済的にも普通の家庭の少年が比較的に多いという、いわゆる『一般化』現象が結論付けられる。」とした。
9	青木 ²⁰⁾ 平成 12 年	一般化とは、非行の原因としてかつて指摘されることが多かった貧困や親の欠損といった条件を満たさないごく「ふつう」の家庭の子どもたちが、非行へと走ることが多くなったという事態を指す。
10	守山 ²¹⁾ 平成 13 年	検挙された実人員・人口比とも上昇しているということは、「非行を行う少年の層が拡大し、かつては貧困や片親といった、ある特殊な家庭環境に育った少年たちが非行を行っているという認識でしたが、昭和 50 年代ぐらいから、必ずしもそのような家庭出身ではなく、両親も揃い経済的にも恵まれている家庭の子女も非行に走る傾向にあるという指摘がなされるようになり、そこで非行の一般化という用語が定着した」とした。
11	澤登 ²²⁾ 平成 15 年	非行の一般化現象について、「その意味は、両親の揃った中流家庭の少年による非行が増大しているということである。つまり、欠損家庭や貧困家庭から非行少年が産出されやすいという古典的なメカニズムが崩壊しつつあることを指している。

以上が「非行の一般化傾向」という概念の内容である。ここで総合すると、「非行の一般化傾向」とは、従来の非行少年は、少年本人に精神障害など資質面で何らかの欠陥があったり、ひとり親家庭と両親のいない家庭、貧困家庭という家庭環境から産出された者が多かったのに対し、最近両親の揃った中流家庭という普通の家庭で、資質面で何の欠陥も持っていない普通の少年から非行少年が産出されやすくなった現象を指す。つまり、ここでは両親揃っている家庭、中流家庭、資質に何の問題もない普通の少年を、非行の一般化傾向概念の三つの構成要素、もしくは特性といえるだろう。

(2) 犯罪白書での定義

次に、犯罪白書から、非行の一般化概念の使われ方をみていくことにする。まず、非行の一般化概念が、どのように定義され扱われてきたかを表で表せば、以下のようなものである(表 1-3)。

表 1-3 犯罪白書での非行の一般化定義

出版年	非行の一般化傾向の定義
-----	-------------

少年非行の「一般化傾向」の再検討（金）

昭和 35 年版	「戦後における少年犯罪の傾向」の一つとして、「中流層の犯罪少年の増加」を取り上げ、「最近では、上流、中流層の少年の悪化する傾向が注目されている」、「中流層に増加傾向のあるとともに、上流層にも最近増加のきざしがうかがわれる」と指摘した。
昭和 38 年版	「少年犯罪の七つの特色」の一つとして「中流層出身犯罪少年の増加」をあげ、「いわゆる中流層家庭の出身者がかなり多く犯罪化しているものとみられる」と分析した ²³⁾ 。
昭和 39 年版	「犯罪発生の背景となる環境の問題点」として「中流家庭の増加」と「両親そろっている家庭の増加」が指摘された ²⁴⁾ 。
昭和 40 年版	「少年犯罪と二、三の背景」の一つとして「階層と少年犯罪」を取り上げ、経済的生活状態、保護者の職業、保護者の学歴について分析し、極貧層および下流層の減少と中流、上流および極富層の増加を認めた上で、中流層の数が従来最も多数であった下流層の数とほぼひとしくなったこととホワイトカラー層に属する保護少年の漸増傾向に注目している ²⁵⁾ 。
昭和 41 年版	「近時の少年犯罪の増加が経済生活的要因によるものとは、たやすく永認することはできない」 ²⁶⁾ とし、中流以上の家庭に属する少年と両親のそろった家庭の少年による犯罪が増加していると指摘した(219～222 頁)。また、「少年犯罪の動向をめぐる問題」として、1)中流家庭少年による犯罪の増加、2)両親のそろった家庭の少年による犯罪の増加、3)在学非行少年の増加、4)都市と少年犯罪の4つを取り上げた。
昭和 42 年版	「犯罪少年の現状とその分析」の中で、家族と犯罪少年を取り上げ、家族と犯罪少年の問題で、注目すべき点として「犯罪少年の属する家庭の経済的生活程度が、全般的にみて、かなり高まってきている」 ²⁷⁾ ことと「犯罪少年の両親の存否の状況が、かなり変化してきたとみられる」(361 頁)をあげた。
昭和 43 年版	「少年犯罪をめぐる諸問題」の中で、「市地域への集中化、両親の揃った家庭またはいわゆる中流階層家庭に属する少年の非行化、いわゆる共かせぎ家庭 ²⁸⁾ に属する少年の非行化などの諸問題が依然として、なお、警戒ないしは注意を怠ってはならない現況にある」とし、「犯罪少年の属する家庭の傾向として、両親の揃っている家庭、または、経済的にさほど困窮していない家庭が、最近多くなってきている」ことをみとめた。
昭和 44 年版	「少年犯罪の特質と背景」において、はじめて「家族」という項目を設け、「最近少年犯罪の所属する家庭のうち、両親もそろい、経済的にもさほど困窮していない家庭の占める割合の大きいこと」と指摘した。
昭和 45 年版	「少年犯罪の特質と背景」の、「社会変動と少年犯罪」という項目では、「従来は、貧困家庭や欠損家庭、大都市またはその中の特殊地域、無職者、精神障害者など、明白な環境または資質上の障害を背景ないし要因として起こっていた少年犯罪が、正常範囲の資質のものや、普通の家庭、地域にまで一般化するとともに、特徴的な現象、すなわち症状とその内容は、きわめて流動的である点が注目される」とし、「このような多様化や一般化、流動性の傾向は、述べるまでもなく、社会・文化的環境の変化によるものである」と、初めて「一般化」という用語を用いて分析した ²⁹⁾ 。
昭和 47 年版	「少年犯罪の特質と背景」の「家庭」という項目では、「従来、欠損家庭の問題は少年犯罪と関連する諸要素のひとつとして重視されてきたが、最近では欠損家庭が減少していることで、欠損家庭以外においても多くの犯罪少年がみられる」とし、また、「中流家庭出身の犯罪少年が増加している」と指摘した。
昭和 48 年版	「少年犯罪の特質と背景」の「家庭」という項目にて、最近の動向とし「両親のそろった、いわゆる中流家庭出身の犯罪少年が増加している」と指摘した。
昭和 49 年版	「少年犯罪の特質と背景」の「家庭」という項目にて、「従来、犯罪少年のうちに、欠損家庭や貧困家庭の出身者が多くみられたので、犯罪にかかわる要因として、親の欠損や貧困の問題が指摘されてきたが、最近においては、両親のそろった、貧しくない家庭、すなわち、普通一般の家庭出身の犯罪少年が増加している」と指摘した。
昭和 50 年版	「少年犯罪の特質と背景」の「家庭」という項目にて、「最近では、両親のそろった、生活にも窮していない家庭、いわば普通一般の家庭出身の犯罪少年が増加」していると指摘した。
昭和 51 年版	昭和 50 年の少年犯罪の主要な特質の1つとして、「両親のそろっていない家庭や経済的生活程度の低い家庭に属する犯罪少年の占める割合は引き続き低下し、親の欠損や家庭の貧困という犯罪要因は一層希薄になっている」と指摘した。
昭和 52 年版	従来、少年犯罪の要因として指摘されてきた欠損家庭と貧困家庭の問題は、次第にその意味を失いつつあると指摘し、この2つの問題を考え併せると、「最近における少年犯罪は普通の家庭の少年によって犯される傾向を強め、少年非行の普遍化現象を示すものとも言えよう」とし、はじめて「少年非行の普遍化」という用語を用いて分析した。
昭和 53 年版	「最近の非行少年は、両親もそろい、貧困でもない一般家庭の少年であることが多く、この意味で少年非行の言わば普遍化現象が見られる」と述べ、「少年非行の特質」の1つとして「少年非行の普遍化」を取り上げた。

昭和 55 年版	最近における非行少年は、両親がそろい、貧困でもない、いわば一般家庭の出身者が多く、非行の一般化又は普遍化現象が言われることとなった。
昭和 56 年版	「実父母がそろい、経済的に普通以上の家庭の少年が約 8 割を占めており、豊かな社会における生活水準の向上に伴う、いわゆる 犯罪(非行)の一般化 という現代型非行の特質を示している」と指摘した ³⁰⁾ 。
昭和 57 年版	「実父母がそろい、経済的に普通以上の家庭の少年が約 8 割を占めている。このように、最近における非行少年は、いわば一般家庭の子弟が大半を占めており、非行の一般化という現代型非行の特質を示している」と指摘した ³¹⁾ 。
昭和 58 年版	「家庭と非行」について、「実父母がそろい、又は経済的に普通以上の家庭の少年が約 8 割を占めている。このように、最近における非行少年は、いわば一般家庭の子弟が大半を占めており、非行の一般化という現代型非行の特質を示している」と指摘した。
昭和 59 年版	最近における非行少年は、いわば一般家庭の子弟が大半を占めており、非行の一般化という現代型非行の特質を示している」と指摘した ³²⁾ 。「かつて言われた、非行少年には欠損家庭や経済的に恵まれない家庭の少年が多いという現象は薄れ、このような家庭の少年の非行は現在では少数事例に属し、両親のそろった経済的に普通の、文字通り一般家庭の少年の非行が増加する、いわゆる一般化現象が裏付けられる」と指摘した(84 頁)。
平成 2 年版	犯罪少年の家庭の経済状況について見ると、生活程度が中以上の者は 9 割前後を占めており、豊かな社会における生活水準の向上に伴う、いわゆる非行の一般化という現代社会の非行の特質を示している。非行の一般化が進み、資質面、環境面の大きな問題をもたない少年による比較的軽微な非行が増加する。
平成 3 年版	犯罪少年の家庭の保護者及び生活程度を見ると、実父母がそろっている者は 7 割を超え、生活程度が中以上の者は 9 割を超えており、いわゆる「非行(犯罪)の一般化」という現代社会の非行の特質を示している。
平成 5 年版	非行の一般化が進み、資質面でも、環境面でも、比較的問題の少ない少年による非行が広がりつつあるといわれている。
平成 9 年版	非行少年について「かつて言われた、欠損家庭や経済的に恵まれない家庭の少年が多いという現象は薄れるという、いわゆる一般化の傾向がうかがえるとの指摘がなされたのも、このころ(昭和 40 年代から 50 年代を指す)のことである」と指摘した ³³⁾ 。
平成 10 年版	少年犯罪の家庭環境に関しては、保護者が実父母である比率と保護者の生活程度が中以上の比率の上昇をみとめ、また「近年、過去に非行歴のない少年による非行の増加傾向が認められ、いわゆる非行の『一般化』傾向の進展や処分歴のない少年によるいわゆる『いきなり型』非行の増加傾向をうかがうこともできるように思われる」と指摘した ³⁴⁾ 。

注： 犯罪白書昭和 38 年版～平成 10 年版を参考に筆者作成

上の表 1 - 2 で表れたように、非行の一般化傾向という概念と同内容の記述が登場するのは、犯罪白書の創刊号昭和 35 年版からである。「いわゆる『中流層』家庭の出身少年が、かなり多く犯罪化しているものとみられる」³⁵⁾という表現がそれである。このように、非行の一般化は、既に、昭和 38 年版³⁶⁾から少年犯罪の特色の一つとして「中流層」家庭の出身少年の増加³⁷⁾に注目されはじめた。

以後、昭和 39 年版、昭和 41 年版、昭和 42 年版では「中流家庭」と「両親そろった家庭」の少年による犯罪の増加として着目した。

昭和 43 年版では、「両親の揃った家庭、またはいわゆる中流階層家庭」と「両親の揃っていない家庭、または、経済的にさほど困窮していない家庭」という二つの表現が用いられた。昭和 44 年版では、「少年犯罪の特質と背景」という見出しが登場し、さらに「家族」という小見出しを新設し、「両親の揃っている家庭、または、経済的にさほど困窮していない家庭」という表現だけが用いられた。

昭和 45 年版では、「少年犯罪が、正常範囲の資質のものや、普通の家庭、地域にまで一般化」

したとし、初めて「一般化」という用語が用いられた。また、昭和45年版からは、昭和44年版の「家族」という小見出しを「家庭」に替えた。昭和51年版では、従来、少年犯罪の原因として指摘されてきた「親の欠損」と「家庭の貧困」の影響の希薄化が指摘された。

ところが、昭和53年版では「少年非行の特質」の一つとして「少年非行の普遍化」という小見出しが設けられ、「最近の非行少年は、両親もそろい、貧困でもない一般家庭の少年であることが多い」ことを、少年非行の普遍化現象と定義した。昭和55年版では、この現象を「非行の一般化または普遍化現象」と名づけられた。

そして、昭和57年版、昭和58年版、昭和59年版において、「非行の一般化」という概念に置き換え、非行の一般化を「最近における非行少年に、実父母がそろい、経済的に普通以上の家庭いわば一般家庭の子弟が大半を占めている」と定義した。

平成2年版になると、「少年非行の背景」という見出しに、「家庭環境」という小見出しが設けられ、一般化現象の裏付けとして「かつていわれた非行少年には、両親のない経済的にも恵まれない劣悪な家庭環境にある者が多いという現象は薄れ、比較的両親のそろった経済的にも普通の家庭の少年が多い」と指摘した。

平成3年版は法務省の特別調査に基づき、犯罪少年の中で「実父母がそろっている者は7割を超え、生活程度が中以上の者は9割を超え」ているのを「非行(犯罪)の一般化」という現代社会の非行の特質として捉えた。

平成5年版、平成6年版、平成7年版では、3年連続非行の一般化が進み、資質面でも、環境面でも、比較的問題の少ない少年による非行が広がりつつあると指摘された。

平成9年版では、非行の一般化傾向がうかがえたのが戦後第2のピークを迎えるころだと指摘した。平成10年版では、近年、過去に非行歴のない少年による非行の増加傾向が認められ、非行の一般化傾向の進展をうかがうことができると思われると指摘された（表1-3参照）。

以上が犯罪白書での非行の一般化傾向の扱い方である。非行の一般化傾向を、従来、非行少年のうちに、無職者、精神障害者など資質面で何らかの欠陥があったり、「欠損家庭」や「貧困家庭」の出身者が多くみられたが、最近においては、資質面で比較的問題の少ない、両親のそろった、貧しくない家庭出身の非行少年が増加している現象として捉えている。

（3）統計から見た「非行の一般化傾向」

両親の揃った中流家庭の少年による非行が目立つといわれてきたが、果たして非行が一般化しているのだろうか。いわゆる非行の一般化傾向は、どのような経緯をたどって進んできたのであろうか。果たして実態はどうなのか。そこで、非行の一般化傾向の根拠として、犯罪白書と研究者によってよく引用されてきた、『司法統計年報』における一般保護少年（少年保護事件のうちから道路交通法違反保護事件を除いた一般的非行事件のあった少年）の保護者の状況と家庭の経済状態の推移を示した統計数字（表1-4と表1-5）に基づきながら、確認することにしたい。

表 1 - 4 一般保護少年の保護者の状況 (昭和 28 年 ~ 平成 10 年)

年次	総数	実 父 母	実父 のみ	実母 のみ	実父 継母	継父 実母	養 父 母	その他の保護 者・保護者なし	不詳
昭和 28	100.0 (203,440)	43.3	10.9	13.7	3.1	1.1	1.2	26.8	
昭和 30	100.0 (131,512)	45.1	16.8	17.8	4.1	1.8	1.5	12.9	
昭和 31	100.0 (128,850)	46.2	16.7	17.5	4.0	2.0	1.6	12.0	
昭和 35	100.0 (158,902)	47.1	19.3	17.8	2.6	1.7	1.3	9.0	1.1
昭和 36	100.0 (165,074)	48.2	19.4	17.4	2.5	1.7	1.2	8.4	1.0
昭和 37	100.0 (169,899)	51.3	19.2	16.7	2.5	1.5	1.2	7.4	0.2
昭和 38	100.0 (188,367)	54.5	17.6	15.9	2.5	1.4	0.8	7.1	0.1
年次	総数	実 父 母	実父 のみ	実母 のみ	実父 継母	継父 実母	養 父 母	その他保護者	保護者 なし
昭和 39	100.0 (189,758)	71.3	5.2	14.5	3.0	1.9	1.1	2.6	0.5
昭和 40	100.0 (198,258)	73.3	4.3	13.8	3.0	1.8	1.1	2.3	0.4
昭和 43	100.0 (191,532)	76.9	3.7	12.4	2.5	1.5	0.9	1.7	0.3
昭和 48	100.0 (89,289)	75.8	4.2	11.9	3.1	2.1	0.8	1.9	0.3
昭和 52	100.0 (107,157)	75.8	4.6	11.4	3.1	2.3	0.8	1.8	0.2
昭和 53	100.0 (118,247)	75.7	16.0		5.7		0.8	1.6	0.2
昭和 58	100.0 (159,740)	74.0	18.6		5.1		0.7	1.5	0.1
昭和 63	100.0 (136,268)	69.6	22.8		5.3		0.6	1.5	0.1
平成 5	100.0 (94,236)	69.9	23.2		5.0		0.5	1.3	0.1
平成 10	100.0 (81,265)	69.2	24.1		5.1		0.4	1.1	0.1

注：1 司法統計年報による。

2 昭和 39 年から不詳は除く。

表 1 - 5 一般保護少年の保護者の経済的生活程度別構成比 (昭和 28 年 ~ 平成 10 年)

年次	総数	比率	上流	中流	下流	極貧	貧困率
昭和 28	156,264 人	100.0%	1.0%	37.5%	54.7%	6.8%	61.5%
昭和 29	169,322	100.0	1.0	40.7	52.1	6.2	58.3
昭和 30	118,373	100.0	0.6	27.1	62.0	10.3	72.3
昭和 31	117,745	100.0	0.7	27.0	62.2	10.2	72.4
昭和 35	142,428	100.0	0.6	31.4	61.8	6.2	68.0
昭和 36	146,995	100.0	0.7	32.9	61.5	5.0	66.5
昭和 37	150,241	100.0	0.7	35.1	59.7	4.5	64.2
昭和 38	166,753	100.0	0.8	37.2	57.6	4.3	61.9
年次	総数	比率	富裕	普通	貧困	要扶助	貧困率
昭和 39	181,169	100.0	2.5	68.8	25.7	3.0	28.7
昭和 40	189,794	100.0	2.3	71.9	22.9	2.9	25.8
昭和 41	200,167	100.0	2.2	73.1	21.9	2.9	24.8
昭和 42	194,275	100.0	2.0	75.4	20.0	2.6	22.6
昭和 43	185,095	100.0	2.1	78.0	17.5	2.3	19.8
年次	総数	比率	富裕	普通	貧困	被保護	貧困率
昭和 48	88,722	100.0	3.2	80.5	13.5	2.8	16.3
昭和 53	117,912	100.0	2.8	82.8	11.2	3.2	14.4
昭和 58	159,505	100.0	2.1	84.2	9.9	3.8	13.7
昭和 63	136,071	100.0	2.1	85.9	8.8	3.2	12.0
平成 5	94,126	100.0	2.1	90.2	5.6	2.0	7.6
平成 10	81,019	100.0	2.0	89.4	3.4	2.2	5.6

注：1 司法統計年報による。

2 昭和 38 年までは貧困率 = (下流 + 極貧) ÷ 総数、昭和 39 年から 44 年までは貧困率 = (貧困 + 要扶助) ÷ 総数、昭和 45 年以降は貧困率 = (貧困 + 被保護) ÷ 総数により算出した。

3 不詳を除く。

4 生活程度の認定は、収入、生活内容等を基礎とした。(昭和 52 年版犯罪白書)

表1-4は一般保護少年について、その保護者の状況の推移を示しているが、これによると、昭和28年から平成10年までの45年間、「両親揃い（実父母あり）」の家庭の比率は43.3%から69.2%へと1.6倍増加しているし、「両親のいない家庭」「ひとり親家庭」の比率は56.7%から30.8%へと26.1%減少している。また、表1-5は一般保護少年の保護者の経済的生活程度の推移を示したものが、この表からも明らかのように、「中流家庭（普通以上階層）」出身の非行少年が45年間で38.5%から91.4%へと2.4倍増加しているし、貧困率も61.5%から5.6%と55.9%激減していることが示されている。

したがって、このデータをみる限り、かつて指摘された、非行少年には、「両親のいない家庭」「ひとり親家庭」や経済的にも恵まれない劣悪な家庭環境にある者が多いという現象は薄れ、両親のそろった経済的にも中流家庭出身の非行少年が多いという、いわゆる一般化傾向が裏付けられるし、昭和39年を境に非行の一般化傾向が定着してきたといえよう。

しかし、この統計数字が、少年非行の一般化傾向をどの程度まで正しく捉えているかについては、幾つかの疑問がある。

まず、非行少年の両親揃い家庭の比率の増加についてみると、一般保護少年の保護者状況で「実父母あり」の家庭比率が45年間で26.8%増加したが、そのうちの25.9%は昭和38年から39年の間に生じたのである。速水はこの断層の理由を昭和38年までと昭和39年以降の非行少年の保護者の種類の分類細目が変わったからなのではと指摘している³⁸⁾。速水はまた、「戦中生まれの子どもが成人を迎える昭和40年8月まで戦災の影響は続くはず」であると指摘している。しかし、表1-6を見ると戦後、犯罪少年のうち、とくに、年少少年の増加が著しく、昭和39年をピークに非行少年の低年齢化が進んでおり、昭和39年と昭和38年を比べると、年少少年と年長少年の人員差はあまりないのに対し、中間少年の人員は前年より19,451人も増えていることがわかる。こうした非行少年の低年齢化が、戦災の影響に早めに歯止めをかけて、それが統計数値に多少反映されたと考えられる。

表1-6 刑法犯年齢別検挙人員

年次	年少少年（14～15歳）			中間少年（16～17歳）			年長少年（18～19歳）		
	人員	人口比	指数	人員	人口比	指数	人員	人口比	指数
昭和34年	35,897	10.0	100	47,111	12.0	100	56,610	15.1	100
昭和35年	35,375	11.4	114	50,558	13.2	110	61,966	16.1	107
昭和36年	44,909	11.7	117	51,217	14.2	118	62,758	16.1	107
昭和37年	60,615	12.7	127	43,089	13.9	116	59,237	15.5	103
昭和38年	65,957	13.4	134	50,000	13.0	108	58,394	16.5	109
昭和39年	65,883	14.1	141	69,451	14.5	121	55,108	17.8	118

注 1 昭和42年版犯罪白書による。

また、昭和28年司法統計年報には「行為時の保護者の種類および男女別人員」と「行為、行為時の所在および男女別人員」という二つの表が載せられている。二つの表の数字をまとめたのが表1-7である。「行為時の保護者の種類」と「行為時の所在別」に分けてとることによって統計数値が変化することは明らかである。特に、「行為時の所在別人員」で「保護者の許を離れている者」が全体の2割以上占めていることには注目する必要がある。また、表1-4で、昭

和 53 年から増加しはじめ、平成 10 年には 24% 占めているひとり親家庭にも注目すべきである。

表 1-7 昭和 28 年における行為時の保護者の種類と行為時の所在別人員比較表

年次	総数	実父母	実父のみ	実母のみ	実父 継母	継父 実母	養父母	その他 保護者	保護者 なし	不詳
昭和 28	203,440	87,998	22,109	27,897	6,205	2,333	2,395	54,503		
	100.0	43.3	10.9	13.7	3.1	1.1	1.2	26.8		
年次	総数	実父母	実父のみ	実母のみ	実父 継母	継父 実母	養父母	その他 保護者	保護者の許を 離れている者	
昭和 28	203,440	71,054	17,353	22,059	4,335	1,639	1,722	38,006	47,272	
	100.0	34.9	8.5	10.8	2.1	0.8	0.8	18.9	23.2	

注 上の数字が「行為時の保護者の種類および男女別人員」で、下の数字が「行為、行為時の所在および男女別人員」である。

次に、非行少年の中流家庭の比率の増加についてみると、一般保護少年の保護者生活程度で「中流以上」家庭比率が 45 年間で 52.9% 増加したが、そのうちの 31.6% は昭和 38 年から 39 年の間に生じた点については疑問である。ここで問題なのは、家庭の経済的階層決定の区別にあたり、その科学的基準設定の方法がなく、研究者の間にも十分の一致をみていないことである³⁹⁾ (表 1-8、表 1-9)。

表 1-8 一般保護事件終局実人員の生活程度別率と少年刑法犯被疑者の生活状態別率の比較表

年次	総数	富裕	普通	貧困	被保護	総数	極富	上流	中流	下流	極貧
昭和 28	100.0 (156,264)	1.0	37.5	54.7	6.8%	100 (98,322)	0.0	0.9	30.1	59.4	9.6
昭和 29	100.0 (169,322)	1.0	40.7	52.1	6.2	100 (93,808)	0.0	1.0	32.2	57.6	9.2
昭和 30	100.0 (118,373)	0.6	27.1	62.0	10.3	100 (96,396)	0.0	0.8	31.9	57.7	9.6
昭和 31	100.0 (117,745)	0.7	27.0	62.2	10.2	100 (100,198)	0.0	1.0	32.9	58.3	7.8
昭和 32	100.0 (130,532)	0.6	27.4	63.0	9.0	100 (113,739)	0.0	0.9	34.7	57.8	6.6
昭和 33	100.0 (141,921)	0.6	28.2	63.0	8.1	100 (124,083)	0.0	1	35.5	57.1	6.5
昭和 34	100.0 (155,954)	0.6	28.1	63.1	8.2	100 (139,431)	0.0	0.8	35.4	57.7	6.1
昭和 35	100.0 (142,428)	0.6	31.4	61.8	6.2	100 (147,754)	0.0	0.9	38.6	55.3	5.1
昭和 36	100.0 (146,995)	0.7	32.9	61.5	5.0	100 (158,739)	0.0	0.9	41.0	53.7	4.3
昭和 37	100.0 (150,241)	0.7	35.1	59.7	4.5	100 (162,773)	0.0	1.1	43.1	51.8	4
昭和 38	100.0 (166,753)	0.8	37.2	57.6	4.3	100 (174,197)	0.0	1.2	47.2	48.2	3.4
昭和 39	100.0 (81,169)	2.5	68.8	25.7	3.0	100 (190,319)	0.0	1.2	51.0	45.0	2.8

注： 左側数字は司法統計年報による。右側の数字は犯罪白書による。

表 1-9 経済的生活程度判断基準の比較

極富	それ(上流)以上の者を一応の目安としているとのことである。		
上流	生活に相当の余裕がある者	富裕	豊かな余裕ある生活をしている者
中流	稍生活に余裕のある者	普通	借財なく、収入のみで生活しうる者
下流	その日暮らし程度の者	貧困	かろうじて生活を営みうるが、不時の支出については、借財しなければまかなえない程度の者
極貧	生活の扶助を受けている者	要扶助	生活がきわめて困難で、生活扶助を得て生計を営んでいる者

以上『司法統計年報』による一般保護少年の保護者の状況と家庭の経済状態の推移を見る限り、昭和 38 年と 39 年間の「両親揃っている家庭」と「中流家庭」の激増には幾つかの疑問が残るものの、昭和 39 年から 7 割を占める家庭は「両親揃っている家庭」「中流家庭」の状態になっており、非行の一般化傾向をうかがわせる。また、「ひとり親家庭」が言われているほど減っていないし、昭和 53 年からずっと増加の一途を辿り 2 割以上占めていることから、「ひとり親家庭」は未だに非行原因の一つとして無視できないことがここに示されているように思われる。

以上概観してきたように、研究者の間と犯罪白書で用いられてきた非行の一般化傾向概念の内容と扱い方の変遷に司法統計年報の統計数字をあわせてみると次のようなことがいえる。非行の一般化傾向は、昭和20年代後半に指摘されはじめて、昭和39年には既に7割を占める非行少年の家庭が「両親揃っている家庭」「中流家庭」の状態になっており、従前の非行少年は、ひとり親と両親のいない家庭や貧困、葛藤、犯罪、不道德などのいわゆる崩壊家庭という恵まれてない劣悪な家庭環境から産出されやすく、また非行少年自身も精神障害や異常、性格の偏倚など、ある種の資質に欠陥がある特定のものに限られて、非行の内容も生きるための「生存型非行」と「反社会的非行」が目立った。それに対し最近の非行少年は、両親健在の上、生活程度も中流以上で貧困やひとり親または両親のいないことはまったく関係なく、家族成員にも犯罪者や不道德者が見かけられず、外面的にはなんの問題もない家庭から産出されやすくなった。非行少年自身は、精神や知能、性格など資質になんの欠陥もないごく普通である。

3 「非行の一般化傾向」をどう解釈すべきか

戦後の昭和28年から、非行の一般化傾向をめぐり、研究者や現場の実務家たちの間でさまざまな意見が出された。ここでは非行要因の一般化説、非行性の一般化説、非行行為の一般化説に分けてみることにしたい。

（1）非行要因の一般化説

非行要因の一般化説は、非行の一般化傾向を少年の非行の要因との関連でとらえている。この説は、また大きく非行少年の一般化（主観的要因）説と非行少年の家庭環境の一般化（客観的要因）説に分けることができる。

非行少年の一般化説

非行少年の一般化説は、素質説で「行為者の一般化」⁴⁰⁾とも呼ばれている。非行少年の一般化説は、従来 of 個々の非行少年には身に備えた身体的、精神的な素質の欠陥や異常が多く見られるとして非行少年と一般少年との質的差を認めた立場とは違い、現代の非行少年と一般少年の間にはこれらの身体的、精神的な素質の欠陥や異常の差があまりみられなくなったという立場である。つまり、非行が、以前から指摘されてきたような特別な少年（上述したような人格負因を持った少年）だけによる行為から、一般の少年の誰でもが行えるような一般的な行為に変わってきたことを指す⁴¹⁾。

柏熊は既に「1970年代の非行と青少年の生活構造—「遊び型」の分析を中心に—」という論文において「非行少年と一般少年とを劃然と区分けすることができなくなっているのである」⁴²⁾と指摘した。こうした考えは、柏熊のその後に書かれた「少年非行と家族」と「新しい非行像の理解のために」という論文においてより鮮明化されている。「非行少年を一般少年と質的に違う存在」として「非行少年と一般少年を非連続的なもの」としてとらえる従来の見方に疑問を提示⁴³⁾し、「非行少年と一般少年の間にはっきりした差はない」、「両者は連続線上にあり、非行とまったく無縁の健全少年がいるわけではない」、「すべての青少年が非行を犯す蓋然性を持つ

ている」⁴⁴⁾というのである。

檜山・青柳、竹内、堀内、間庭らも柏熊と同じような考え方をしめしている。檜山と青柳は、多くの研究成果や調査を基に分析し、素質面において「非行少年と一般少年の間に知能水準の差はみられなくなってきた」⁴⁵⁾と指摘した。竹内は、「非行少年とそうでない少年との間の境界線が少なくなった」「すべての子ども・青年が非行予備軍となった」⁴⁶⁾として、非行の一般化傾向を把握している。堀内は、「一般少年と非行少年とを画然とすることができにくい非行の一般化現象が一段と進行している」⁴⁷⁾とし、間庭は、非行概念（規範）が崩れて一般少年との境界が不明瞭になった⁴⁸⁾と指摘した。

非行少年の家庭環境の一般化説

非行少年の家庭環境の一般化説は、従来の非行少年の多くは、ひとり親と両親のいない家庭や貧困家庭など負因家庭の少年であったのに対して、最近の非行少年には、両親が揃い、経済的にも中流以上の家庭からの出身者が多くなっていることは、家庭に少年を非行に走らせるような環境（貧困やひとり親と両親のいない家庭を除いた）が一般化しているという立場に立っている。つまり、非行の一般化傾向を非行少年の家庭環境の一般化としてのとらえかたである。

柏熊⁴⁹⁾は、非行の一般化を「家族機能の障害が特定の生活形態や条件におかれた家庭にとどまらず、広く一般家庭までにまで拡散」したことを意味するとした。檜山と青柳⁵⁰⁾は、非行原因の環境論でその中心となる家庭問題について分析し、「非行の一般化傾向とは、社会変動に伴う家族機能の変容が社会化の機能を後退させ、家庭は単なる消費の集団に化していることがネックかもしれない」と指摘している。要するに、家庭の教育機能の低下が少年の規範意識や忍耐心の低下をもたらし⁵¹⁾、今日の家庭環境には、子どもの非行やその他の問題行動を発生しめるような条件が一般化してきている⁵²⁾との指摘のように、家庭環境の一般化説は非行の一般化傾向をもたらした原因を家庭に求めた環境説⁵³⁾のひとつとして、重要な位置を占めているのである。

(2) 非行性の一般化説

この説は、非行の一般化を非行がもっている反社会性ないし違法性、非行性の程度が稀薄化あるいは軽微化していく傾向⁵⁴⁾としてとらえている。兼頭⁵⁵⁾は、非行性の一般化が非行の軽微化、アマチュア化、多様化という面で見られると指摘した。檜山⁵⁶⁾も非行の一般化を非行性の一般化として主張した。

(3) 非行行為の一般化説

この説は、従来の伝統型非行の場合、その行為は「誰がみても明白に非行と認めうる」行為であり、「それが悪であることに何の説明も要しない行為」⁵⁷⁾、「してはならない行為」⁵⁸⁾であったのに対し、現代型非行の場合、ある行為が非行か否かを判断する基準の変化により、非行行為と日常行為の見分けが曖昧化され、非行でない行為とは明確に区別できない非行行為は、日常行為の延長線の上で日常的に行われているとした。つまり、従来、「非行行為」として捉え

られていた行為の枠組と、「日常行為」として捉えられていた行為群との間にあった明確な境界線がなくなったという説である。たとえば高校生の万引事件や自転車無断乗り逃げ事件のように、違法行為と合法行為との間のけじめがつかず罪悪感の形成が不十分であるためにいわば遊び的な気分で罪に陥る⁵⁹⁾。安香は、「社会の側からのサンクション（非行と認めて法的規制を加えること）に恣意性ないしはルーズさを許容するような変化が生じたことにより、この時期には、非行とはされなくても何か別の問題行動として社会に遍在するような、類非行的行為が多くなってきた」⁶⁰⁾と指摘した。

以上の説は、非行の一般化をめぐって主に非行要因、非行性、非行行為の観点から考察されたものである。非行性の一般化説と非行行為の一般化説は非行の特徴からみた一般化説である。非行少年の一般化説と家庭環境の一般化説は、古い非行理論から見ての一般化説⁶¹⁾である。しかしながら、非行少年と一般少年の間に身体的、精神的な素質の欠陥や異常の差があまりみられなくなったとしても、両親の健在や経済生活の安定など形式的要件は具備しているとしても、それはただの外観だけで、資質や環境面で何の問題もない少年がある日突然非行に走るとは考えられない。非行の一般化傾向とは、家族機能の障害が特定の生活形態や条件におかれた家庭にとどまらず、広く一般家庭にまで拡散し⁶²⁾、そうした機能障害が表面的は見えにくくなってきたことを意味しているに過ぎない⁶³⁾。核家族と都市化の進展とともに、新しい家族関係や家族機能の障害が進化し、家庭が子女に対して果たすべき基本的な保護的・教育的機能に問題のある家庭が少なくなり、これが非行の一般化に密接に関連するに至っているとすると、すでに触れているように非行の一般化は非行要因の一般化を意味しているものと受け取るべきである。言い換えると、家族形態の多様化と単身赴任や遠距離通勤、残業などは「母子密着」と「父子関係の稀薄化」をもたらし、共働き家庭、実質的には両親の許を離れて別居している子や子どもの養育に無関心の放任型家庭など、両親が揃っている一般家庭は、事実上、物理的「ひとり親」または「両親のいない」家庭に近いといえるだろう。よって、従来の「貧困・ひとり親と両親のいない家庭の機能障害」から「一般家庭の機能障害」へと視点を変えて非行の一般化原因を解明しなければならない。

二 非行の「一般化傾向」の要因としての家庭

非行の一般化傾向として、従来少年非行を生み出した環境要因として指摘された、ひとり親と両親のいない家庭や貧困家庭が減少し、逆に両親のそろった、生活にも困らない中流家庭出身の少年による非行の増加傾向が指摘されてきた。そうなら何故、平凡な家庭の子どもが非行に走るのだろうか。既に述べてきたように、実父母が揃いながら、物理的「ひとり親」と「両親のいない」家庭に近い家庭が増加し、親としての役割をはたしていない者が多いのではないが、親子の間に、意識の断絶があるのではないかと、今日の中流家庭の中には、子どもに対して、社会的な統制の機能を果たしていないものがあるのではないかなど、いろいろな問題点が指摘

できよう⁶⁴⁾。

そこで、非行の一般化傾向の原因は家庭にあるとし、家庭要因に焦点をあてながら、研究者と犯罪白書は、非行の一般化傾向の原因と家族をどのようにとらえてきたか若干の考察をすることにしたい。

1 研究者のとらえ方

ここではまず、研究者によって、非行の一般化傾向の原因として指摘されてきた家庭要因をまとめると表 2 - 1 の通りである。この表から分かるように、現代の家庭において、単身赴任などによる父親の影のうすさに代表される父親の権威喪失、甘やかし、過保護、期待過剰、過干渉、母子密着などに代表されるしつけの不適切と歪んだ親子関係、不品行、放蕩、酒乱などに代表される親の不適切な役割遂行などが子どもに対する家庭の保護的・教育的機能を低下させ、非行の一般化傾向をもたらしていることが指摘できよう。

表 2 - 1 研究者による非行の一般化傾向の家庭要因

研究者名	非行の一般化傾向の原因としての家庭要因
1 檜山・青柳 ⁶⁵⁾	1 家族の機能、夫婦の役割変容。たとえば、父親の権威喪失、家庭教育の放棄、学力向上への過剰干渉、過保護、親子の断絶など。 2 共働き家庭の増加、単身赴任などの新たな家庭の事情が子どもの社会化を阻んでいる。
2 溝上 ⁶⁶⁾	1 子女に対する基本的な、保護的・教育的機能に問題のある家庭が少なくない。
3 本間 ⁶⁷⁾	1 甘やかし、過保護、期待過剰、干渉しすぎなどの過剰型の親子関係が多くなっている。 2 家族間の不和、しつけの一貫性の欠如、専制的支配、偏愛、同胞間の競争、嫉妬、敵視なども障害的な人間関係の障害や破綻。
4 森武 ⁶⁸⁾	1 親の不品行、放蕩、酒乱が情緒障害や性格偏倚をもたらす。 2 母と子の密着、親による寛大で、許容性の大なしつけ、母親の無関心、父親の影のうすさ、親の未成熟。
5 清田 ⁶⁹⁾	家族機能の障害が表面的に見えにくくなってきた。
6 小林 ⁷⁰⁾	1 児童の保護・育成機能の低下、父親の権威喪失と同一視対象の欠落、家族制度の崩壊。 2 少子現象による親子間の緊張増大、もみ合う相手不足からくる社会性の体得不十分、保護過剰。

2 犯罪白書でのとらえ方

次に犯罪白書で指摘されてきた非行の一般化傾向の原因としての家庭要因をみることにしよう。犯罪白書では、昭和 39 年版から非行の一般化傾向の原因⁷¹⁾として、家族関係のあり方や子どもに対する親の役割が問われはじめた。表 2 - 2 からは、核家族と都市化の進展とともに、家庭は無力化ないし孤立化するようになり、共稼ぎによる「鍵っ子」の誕生、放任的、あるいは甘やかし・過保護的な親の養育態度、家族間の結びつきなど新しい不適切な家族関係や家族機能の障害が進化した結果、家庭が子女に対して果たすべき基本的な保護的・教育的機能が低下したのを、非行の一般化傾向の家庭要因として取り上げることできるだろう。

表 2 - 2 犯罪白書での非行の一般化傾向の家庭要因

出版年	非行の一般化傾向の原因としての家庭要因
昭和 39 年版	家庭内の人間関係のあり方、とくに子どもに対する父母の役割やしつけのあり方について、一般的に反省してみる必要がある。
昭和 41 年版	「両親のそろっている少年の刑法犯が増加していることは、関係の家庭がその機能を十分に果たしておらず、その中になんらかの障害を有することを推察せしめるものである」とし、その一例として共稼ぎ家庭の問題を指摘した ⁷²⁾ 。
昭和 42 年、43 年版	共稼ぎ家庭

昭和 44 年版	「親子関係の緊密さや監督のありかたなど、家族としての機能に問題の内在している。また、共かせぎ家庭では、両親、とくに母親と子どもとの間の接触の機会が少なくなることは明らかであり、ややもすれば、少年が家庭生活から離脱し、非行などに走る危険性がある」と指摘した。
昭和 45 年版	親子の愛情関係、監督やしつけ、家族間の結びつきなど、家庭としての機能に問題が内在していることを示唆するものである。
昭和 46 年、47 年版	都市化、核家族化等に伴う新しい病理現象の進行。家庭の機能面の障害。
昭和 48 年～50 年版	家庭の家族関係にみられる病理現象。
昭和 52 年版	子女に対する基本的な保護的・教育的機能に問題がある。
昭和 53 年版	不適切な家族関係や家族機能など家庭の内的な病理現象。家族機能に障害。
昭和 54 年、55 年版	両親の養育態度や親子関係等の家庭機能に問題がある。
昭和 57 年～63 年版 平成 2 年版	子女に対する家庭の基本的な保護的・教育的機能の低下。
平成 5 年、6 年版	親の養育態度が放任的、あるいは甘やかし・過保護になっている。
平成 7 年版	家庭における親の養育態度が放任になっている。
平成 9 年版	家庭の果たすべき保護的教育的機能の低下。

以上研究者と犯罪白書に分けて、非行の一般化傾向の原因と家族との関係を考察してみた。このような指摘は、少年非行の一般化をめぐって、ひとり親と両親のいない家庭・貧困家庭から両親そろった家庭・中流家庭という、家庭の外的条件変化が認められた一方、子どもに対する保護者の過保護・過干渉・放任などの養育態度変化とそこから生ずる家庭の基本的な機能に問題が内在していることを示唆するものであろう。すなわち、保護的機能や教育的機能などの障害も認められたことから、これが少年非行に密接に関連し、少年非行の一般化傾向という現象を起こすに至ったといえよう。

むすび

以上みてきたように、非行の一般化傾向は、当初、特定の形態（罪種、罪名等）の非行を特徴づけるものとしてではなく、新たな非行の特徴的動向を指し示す言葉として用いられた。昭和 39 年から、「貧困家庭」「ひとり親家庭」「両親がいない家庭」よりも、「中流家庭」「両親が揃っている家庭」出身の非行少年が注目されるようになった。それとともに、形式的「貧困家庭」「ひとり親家庭」「両親いない家庭」から家庭の保護的機能と教育的機能に関心が向けられるようになった。そして、今日非行の家族要因としては、家族の小規模化、核家族に伴い、女性の社会進出の増加、子育て期における父親の存在感の希薄さなどが、家族機能に障害をもたらし、家庭が子どもに対しての情緒的安定機能と社会化機能を果たしていないなどが考えられる。

さらに、子どもの社会力を育てる担い手としての両親が、期待されている役割を不適切に遂行した結果もたらした、放任、溺愛、期待過剰、厳格、一貫性の欠如という親の養育態度が非行の一般化傾向の要因だとみられるものである。これらの要因は、どの家庭にもありうる普遍的な存在で、家庭の保護的・教育的機能を低下させ、それから生ずる子どもの不安感、劣等感、自信のなさ、不満、非行に対する抵抗力の弱さなどを媒介にして、子どもの社会力の育成を阻害し、非行化を促すことによって非行の一般化傾向をもたらしているといえるだろう⁷³⁾。

次稿では、以上に述べてきた家庭における非行の一般化傾向の要因を考慮しながら、保護者の状況や経済的階層という外見的・形式的な家庭成育環境のみではなく、父母の関係や養育方法を中心とした親子関係など内面的・機能的な面にも焦点を当てて検討することにしたい。

< 注 >

- 1) 森田宗一「青少年をめぐる犯罪と非行」海後宗臣・牧野巽編集代表『講座 教育社会学 □青少年問題と教育』(東洋館出版社、1953年)79頁、森田宗一『少年問題と少年法』(有斐閣、1961年)2-3頁。
- 2) 清田勝彦「現代型非行の特徴と社会的背景」犯罪社会学研究第9号139頁。
- 3) 遠藤辰雄『非行心理学 現代心理学シリーズ8』(朝倉書店、1974年)36頁。
- 4) 山口透『少年非行学』(有信堂高文社、1984年)87頁参照。
- 5) 吉益脩夫『犯罪学概論』(有斐閣、1958年)150-151頁、竹村寿『少年犯罪の社会学的研究』司法研究報告書第六輯第4号91頁、212-226頁、山口透『現代と少年非行』(有信堂、1966年)85-106頁。
- 6) 望月嵩「少年保護の課題」平野龍一編『少年非行と少年保護 講座少年保護1』(大成出版社、1982年)258頁、佐藤典子「現代家族の病理 家族機能の喪失と子どもの問題行動について」犯罪と非行第51号71頁、詫摩武俊・依田明編『家族心理学』(川島書店、1972年)147頁、堀内守「犯罪・非行事例に見られる家族関係のひずみ」犯罪社会学研究第10号30頁参照。
- 7) 高原正興『現代型』少年非行と逸脱行動論』犯罪社会学研究第8巻187頁。
- 8) 森田宗一「青少年をめぐる犯罪と非行」・前掲79頁。
- 9) 竹村寿・前掲96頁。
- 10) 森田宗一「青少年をめぐる犯罪と非行」・前掲79-80頁。
- 11) 研究者による非行の一般化傾向の定義に関しては、他にも、瀧賢太郎「最近の少年非行の動向」法律のひろば第33巻16-17頁、清田勝彦「現代型非行の特徴と社会的背景」犯罪社会学研究第9号145頁、安香宏「最近の少年非行の特徴について」罪と罰通巻104号第26巻4号6頁、小林良夫「一般化する非行」現代のエスプリ第285号91頁を参照。
- 12) 中原尚一「現代非行の特徴とその背景」ジュリスト556号47頁。
- 13) 竹内常一「教育場における非行現象論」法律時報50巻8号22頁。
- 14) 樋口幸吉「最近の少年非行の特質と背景」法律のひろば第33巻第10号4頁。
- 15) 桧山四郎「非行少年の低年齢化と粗暴化」犯罪と非行第48号73-74頁。
- 16) 岩佐壽夫「少年非行、特徴傾向の視点—その思考—」法と政策第15号9頁。
- 17) 兼頭吉市・檜山四郎編『続・繁栄の落し子たち - 社会変動と少年非行』(大成出版社、1977年)24-25頁。
- 18) 堀内守「犯罪・非行事例から見られる家族関係のひずみ」犯罪社会学研究第10号18頁。
- 19) 山口淳介「少年非行の一般化」警察公論1993年3月号73-77頁。
- 20) 青木信人『子どもたちと犯罪』(岩波書店、2000年)67頁。
- 21) 石川正興・曾根威彦・高橋則夫・田口守一・守山正編『少年非行と法』(成文堂、2001年)7-8頁。
- 22) 澤登俊雄『少年法入門(第2版補訂)』(有斐閣、2003年)18頁。
- 23) 昭和35年版の創刊号以来初めて「経済階層別少年刑法犯検挙人員」の表を用いた。(法務省法務総合研究所編『昭和35年版犯罪白書』(大蔵省印刷局、1960年))。
- 24) 昭和35年版の創刊号以来初めて「刑法犯少年の保護環境」の表をあげた。
- 25) ここに階層というのは、「社会学の術語(いわゆる威光の尺度によって識別された一社会の各層を意味する)を使用したものである。この概念はもともと操作概念であり、階層の区別にあたり、何を指標とするかという点などについては、学者間に十分の一致をみていない。と同時に、社会生活は常に流動変化しており、的確な指標を決定することは実際問題としても困難である」(法務省法務総合研究所編『昭和40年版犯罪白書』(大蔵省印刷局、1966年)264頁)。
- 26) 法務省法務総合研究所編『昭和41年版犯罪白書』(大蔵省印刷局、1967年)218頁。
- 27) 法務省法務総合研究所編『昭和42年版犯罪白書』(大蔵省印刷局、1967年)354頁。
- 28) 共かせぎ家庭とは、「広義には、夫婦ともになんらかの職業に従事し、かつ、それによって、ともに収入を得ている家庭のことをいうが、狭義には、夫婦、とくに、妻が家庭外に職場を持って働いている常用勤労者または日雇労働者である場合をいう」(法務省法務総合研究所編『昭和43年版犯罪白書』(大蔵省印刷局、1968年)171頁)。
- 29) <http://hakusyol.moj.go.jp/> 2005年10月5日。
- 30) 法務省法務総合研究所編『昭和56年版犯罪白書』(大蔵省印刷局、1981年)288頁。
- 31) 法務省法務総合研究所編・前掲260頁。

少年非行の「一般化傾向」の再検討(金)

- 32) 法務省法務総合研究所編『昭和59年版犯罪白書』(大蔵省印刷局、1984年)273-274頁。
- 33) 法務省法務総合研究所編『平成9年版犯罪白書』(大蔵省印刷局、1997年)369頁。
- 34) 法務省法務総合研究所編『平成10年版犯罪白書』(大蔵省印刷局、1998年)419-420頁。
- 35) 法務省法務総合研究所編『昭和38年版犯罪白書』(大蔵省印刷局、1963年)236頁。
- 36) 速水洋は「昭和38年の創刊号から」からと書いているが、筆者が調べたところ犯罪白書の創刊号は昭和35年版号であるため、「創刊号」という文字は、取り除いて引用することに(速水洋・前掲121頁)。
- 37) 速水洋は昭和38年犯罪白書から「両親の揃った家庭の非行が増加している」と書いているが、筆者が調べたところ『「中流層」家庭の出身少年」の増加が指摘されていた(速水洋・前掲121頁)。
- 38) 速水洋・前掲114頁。
- 39) 経済階層の判定に関する批判に関しては、山口透『現代と少年非行』(有信堂、1966年)102頁、岩井弘融『犯罪社会学』(弘文堂、1971年)105-106頁、189-190頁を参照。
- 40) 安香宏「非行における非社会的特質の変容」犯罪と非行第116号70頁。
- 41) 安香宏・前掲10頁と安香宏・前掲69-70頁参照。
- 42) 柏熊岬二「1970年代の非行と青少年の生活構造 『遊戯型』の分析を中心に」犯罪と非行第8号14頁。
- 43) 柏熊岬二「少年非行と家族」家族問題研究会編『現代日本の家族 動態・問題・調整』(培風館、1974年)159頁。
- 44) 柏熊岬二「新しい非行像の理解のために」ケース研究第145号3-4頁。
- 45) 兼頭吉市・檜山四郎編・前掲136-146頁。
- 46) 竹内常一「教育場における非行現象論」法律時報50巻8号第609号22頁。
- 47) 堀内守・前掲18頁。
- 48) 間庭充幸『現代犯罪の深層と文化 日米中比較社会学』(世界思想社、1994年)2-6頁。
- 49) 柏熊岬二・前掲160頁。
- 50) 兼頭吉市・檜山四郎編・前掲136-146頁。
- 51) 古山剛「少年非行の現状とその防止対策」犯罪と非行第40号98-99頁。
- 52) 橋本良夫『図説 非行問題の社会学』(光生館、1984年)112-114頁。
- 53) 環境説は、犯罪者を取り巻く環境を犯罪原因として重視する立場を呼ぶ(藤本哲也『刑事政策概論[全訂第五版]』(青林書院、2007年)46頁)。
- 54) 檜山四郎『戦後少年犯罪史』(酒井書店、1993年)220頁。
- 55) 森武夫「現代の非行と少年保護」平野龍一編『少年非行と少年保護 講座少年保護1』(大成出版社、1982年)4頁。
- 56) 桧山四郎「非行少年の低年齢化と粗暴化」犯罪と非行第48号73-74頁。
- 57) 清田勝彦「現代型非行の特徴と社会的背景」犯罪社会学研究第9号148頁。
- 58) 清田勝彦・前掲141頁。
- 59) 藤本英雄「現代型犯罪と刑事政策」犯罪と非行第20号154頁。
- 60) 安香宏「非行における非社会的特質の変容」犯罪と非行第116号70頁。
- 61) 兼頭吉市・檜山四郎編・前掲25頁。
- 62) 柏熊岬二・前掲160頁。
- 63) 清田勝彦・前掲145頁。
- 64) 宮澤浩一「少年犯罪の犯罪社会学的背景」犯罪社会学研究第4号43頁。
- 65) 檜山四郎・青柳周一「非行の一般化」・前掲144-146頁。
- 66) 溝上瑞男「少年非行の特質と背景」法律のひろば第30巻12号8-9頁。
- 67) 本間修「子どもの非行」大原健士郎編・前掲149頁。
- 68) 森武夫・前掲9-10頁。
- 69) 清田勝彦・前掲145頁。
- 70) 小林良夫・前掲96-98頁。
- 71) 既に述べたように、昭和39年版ではまだ「非行の一般化傾向」という概念は使用していないが、「中流家庭」と「両親そろった家庭」の少年による犯罪の増加」という同内容の記述が登場しはじめた。
- 72) 昭和41年1月から同年3月までの期間に、東京、横浜、大阪、神戸の4地方検察庁で受理した少年事件のうち、無作為に抽出した845人の少年について実態調査を行なった。その結果によると、両親がそろっており、しかも、経済的生活状態が中以上の家庭において、全体の21%は、両親が共稼ぎをしている家庭であったという(法務省法務総合研究所編『昭和41年版犯罪白書』(大蔵省印刷局、1966年)222頁)。

主指導教員(南方暁教授)、副指導教員(国谷知史教授・成嶋隆教授)